

税制上の優遇措置について <法人による寄付お申し込みの場合>

法人からの寄付金につきましては、法人税法に基づいて、当該事業年度の損金に算入することができます。損金算入のための手続きは、「受配者指定寄付金制度」と「特定公益増進法人に対する寄付金制度」の2種類がございます。どちらか一方をお申し込み時にお申出ください。

(1) 受配者指定寄付金制度について

寄付金の全額を寄付した事業年度の損金に算入することができます。

この税法上の優遇措置を受けるためには、次の2つの書類を学院事務室宛にご送付の上、振込みのお手続きをお願いいたします。

① 捜真学院所定の「寄付申込書（法人用）」(※1)

② 日本私立学校振興・共済事業団所定の「受配者指定寄付申込書」(※2)

→ 日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という）の諸手続きは本学院で行います。

なお、損金算入手続きには、事業団発行の「寄付金受領書」が必要となります。

「寄付金受領書」は、本学院を經由して、寄付者へお送りいたします。お手元に届くまで1～2ヶ月を要しますことをご了承ください。

注記事項

○事業団が寄付金を受理した日が「寄付金受領書」の交付日となります。当該決算期に損金処理をされる場合は、学院内手続きの関係上、少なくとも決算日の2ヶ月前までに、お手続きをお願いいたします。

○(※1)(※2)の書式はいずれも捜真学院ホームページより取得可能です。

(2) 特定公益増進法人に対する寄付金制度

法人からの寄付金につきまして、特定公益増進法人に対する寄付金として一定の限度額までが、損金に算入できます。

当該寄付金の証明のためには、本学院発行の「領収書」および神奈川県発行の「特定公益増進法人証明書(写)」が必要となります。これらの書類は、寄付金が本学院に入金され次第、お送りいたします。お手元に届くまで1～2ヶ月要することがありますのでご了承ください。

損金算入限度額の算出方法

$$\left\{ \left(\begin{array}{l} \text{期末資本金及び} \\ \text{資本金積立金} \end{array} \times \frac{\text{事業年度月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{寄付金支出前} \\ \text{の所得金額} \end{array} \times \frac{6.25}{100} \right) \right\} \times \frac{1}{2} = \text{限度額}$$

注記事項

○すべての寄付金項目が対象となります